

開発事業等の許可を申請される皆様へ

開発事業等（都市計画法の許可を要する開発行為及び盛土規制法の許可を要する盛土等）に当たっては、土砂災害警戒区域（Ｙ区域）及び土砂災害特別警戒区域（Ｒ区域）の指定について、以下の留意点にご注意ください。

なお、開発事業等を行われる予定の区域（開発区域）が以下のア）～ ウ）のいずれかに該当する場合は、裏面【お問い合わせ・確認書提出先】に記載する管轄土木事務所管理課に確認書を提出していただき、円滑な事務にご協力ください。

※神戸市域内の開発事業等は、土木事務所への確認書の提出は必要ありません。

ア) 開発区域が既存のＹＲ区域に入っている

※ ＹＲ区域については兵庫県 HP（ハザードマップ）で確認してください

イ) 開発区域が急傾斜地（傾斜度 30 度以上かつ高さ 5m 以上）から 100m 以内

ウ) 開発事業等に伴い新たに急傾斜地（傾斜度 30 度以上かつ高さ 5m 以上）を造成

※ 盛土規制法における土石の一時的な堆積は対象外

【確認書 様式ダウンロード】

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks15/kaihatsukoui_yr.html



確認書のご提出は管轄土木事務所への持参またはメールにてお願いします。

○留意点

① 防災工事が完了しても、原則としてＹ区域は解除されません

Ｒ区域は、土砂災害防止に関する工事の実施や開発行為に関連する対策工事により安全性が高まり区域指定の事由がなくなったと認められる場合には、解除することが出来ます。しかしながら、Ｙ区域は、明らかに地形要件上、区域指定の事由がなくなったと認められる場合に解除することとされているため、Ｒ区域が解除されるような防災工事の終了に連動してＹ区域の解除を併せて行うことにはなりません。

② 開発事業等により、新たにＹ、Ｒ区域が指定されることがあります

指定済みのＹ、Ｒ区域は、原則として、調査時点において警戒避難が必要となる人家（公共施設を含む）等に影響のある箇所が対象となっています。

Ｙ、Ｒ区域の指定等を行うための調査は、法律によりおおむね 5 年ごとに行うこととされています。このことから、現在、Ｙ、Ｒ区域の指定がない場所であっても、Ｙ区域の指定要件等を満たしている場所であれば、5 年ごとの調査時点で新たに人家等が建築済みもしくは建築されることが確実である場合には、新たにＹ、Ｒ区域の指定がされることになります。

③ 基準等に基づいた造成法面でも、Ｙ区域に指定されることがあります

開発基準等に基づき切土または盛土した法面については、基準に基づいた造成法面であることからＲ区域の指定はされませんが、法面の傾斜度が 30 度以上かつ高さが 5m 以上の地形要件がある場合は、次回調査時にＹ区域が指定されます。

Y、R区域の指定状況につきましては、兵庫県CGハザードマップから確認することができます。

兵庫県CGハザードマップで検索



<https://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/cg-hm/hazard-map/index.html>

【お問い合わせ・確認書提出先】

窓 口	連 絡 先	管 内 市 町
神戸県民センター神戸土木事務所 管理課	電話：078-737-2135 E-mail:koubedoboku@pref.hyogo.lg.jp	神戸市 (土木事務所への確認書の提出は不要)
阪神南県民センター西宮土木事務所 管理第2課	電話：0798-39-6131 E-mail:nishinomiyaoboku@pref.hyogo.lg.jp	尼崎市、西宮市、芦屋市
阪神北県民局宝塚土木事務所 管理第2課	電話：0797-83-3203 E-mail:Takarazukadoboku@pref.hyogo.lg.jp	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、 猪名川町
東播磨県民局加古川土木事務所 管理第2課	電話：079-421-9375 E-mail:kakogawadoboku@pref.hyogo.lg.jp	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、 播磨町
北播磨県民局加東土木事務所 管理課	電話：0795-42-9389 E-mail:katodoboku@pref.hyogo.lg.jp	西脇市、三木市、小野市、加西市、 加東市、多可町
中播磨県民センター姫路土木事務所 管理第2課	電話：079-281-9460 E-mail:himejidoboku@pref.hyogo.lg.jp	姫路市(家島町を除く)、神河町、 市川町、福崎町
中播磨県民センター姫路港管理事務所 業務管理課	電話：079-235-1895 E-mail:himejikoukanri@pref.hyogo.lg.jp	姫路市(家島町)
西播磨県民局光都土木事務所 管理課	電話：0791-58-2235 E-mail:kotodoboku@pref.hyogo.lg.jp	相生市、赤穂市、上郡町、佐用町
西播磨県民局龍野土木事務所 管理課	電話：0791-63-5207 E-mail:tatsunodoboku@pref.hyogo.lg.jp	たつの市、宍粟市、太子町
但馬県民局豊岡土木事務所 管理課	電話：0796-26-3741 E-mail:toyookadoboku@pref.hyogo.lg.jp	豊岡市
但馬県民局新温泉土木事務所 管理課	電話：0796-82-5680 E-mail:shinonsendoboku@pref.hyogo.lg.jp	香美町、新温泉町
但馬県民局養父土木事務所 管理課	電話：079-662-2173 E-mail:yabudoboku@pref.hyogo.lg.jp	養父市、朝来市
丹波県民局丹波土木事務所 管理課	電話：0795-73-3834 E-mail:tanbadoboku@pref.hyogo.lg.jp	丹波篠山市、丹波市
淡路県民局洲本土木事務所 管理第2課	電話：0799-26-3228 E-mail:sumotodoboku@pref.hyogo.lg.jp	洲本市、南あわじ市、淡路市